

栃ト協 発 第157号  
平成21年12月4日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会  
会 長 関 谷 忠 泉  
(公印省略)

## 平成21年度年末年始の輸送等に関する 安全総点検の実施について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しまして、関東運輸局栃木運輸支局の指導のもとに、平成21年12月10日(木)から平成22年1月10日(日)の間、別紙「安全総点検実施項目 点検事項1, 2及び点検事項1~7」に基づき実施することとなりました。

各事業所におかれましては、総点検の実施により、安全確保を図るよう、よろしく願いいたします。

なお、点検事項実施終了後、別紙、「点検表(トラック)」により、平成22年1月15日(金)までに、トラック協会までFAXにてご報告お願いいたします。

担 当：(社)栃木県トラック協会 事故防止対策委員会 事務局  
FAX番号：028-684-5889

## 安全総点検実施項目(自動車交通局重点点検事項)

点検事項	点検項目
1. 自動車運送事業の運転者の疾病等による事故を防止するための安全対策の実施状況	(1) 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。 (2) 健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行っているか。 (3) 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。
2. 自動車運送事業の運転者に対する事故発生時の負傷者の救護義務の確実な遵守に向けた取組状況	(1) 事故発生時における被害者等の救護措置を徹底するため、運転者に対する救護措置についての指導監督の徹底を行っているか。 (2) 運行管理者等による事故発生時における運転者に対する適切な指示を行っているか。

## 安全総点検実施項目(自動車交通関係(自動車運送事業)点検事項)

点検事項	点検項目
1. 過労運転・飲酒運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況	(1) 飲酒運転を未然に防ぐためのアルコールチェッカーの活用等による確実な点呼の実施を行っているか。 (2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 (3) アルコール依存の傾向にある従業員がいるかどうかを把握し、もし依存する場合に習慣の改善を指導しているか。 (4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容が遵守されているか。 (5) 適切な運行指示書の作成や長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。 (6) 事故の実態が確実に把握され、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。 (7) 点呼の際、運転免許証の確認が確実にされているか。 (8) 最高速度を遵守した運行が行われているか。 (9) 過積載運行等の防止が図られているか。
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況	(1) トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックが徹底されているか。 (2) 運転者に対する速度制限及びカーブ、坂道等の道路状況に応じた運転時の基本動作の遵守が徹底されているか。 (3) 運転者に対する運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導しているか。
3. 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況	(1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。 (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。 (3) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について整備管理者等への周知徹底が図られているか。
5. 事故・事件・自然災害等発生時に乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況	(1) 予期せぬ自然災害発生時における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。 (2) 予期せぬ自然災害発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が確立されているか。 (3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。 (4) 事故・事件発生時(テロ発生時を除く。)における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が確立されているか。 (5) 車両火災等緊急時における安全な乗客の避難誘導體制が確立されているか。 (6) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。
6. テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況	(1) 点検・巡回が徹底して実施されているか。 (2) テロ発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。 (3) テロ対策実施中及び不審物発見時の協力要請を記載した貼り紙を貼付しているか。 (4) 不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等の対応について社員への周知徹底が図られているか。 (5) パスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。
7. 「国土交通省新型インフルエンザ(A/H1N1)感染防止対策等について」に沿った感染防止体制の整備状況	(1) 職場内におけるうがい、手洗い・手指消毒の徹底が図られているか。 (2) ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。

## 点検表(トラック)

事業所名: \_\_\_\_\_

点検実施日: \_\_\_\_\_

点検項目	点検結果	問題があればその内容と講じた措置等
<b>1. トラックの運転者の疾病等による事故を防止するための安全対策の実施状況</b>		
(1) 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。		
(2) 健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行っているか。		
(3) 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。		
<b>2. トラックの運転者に対する事故発生時の負傷者の救護義務の確実な遵守に向けた取組状況</b>		
(1) 事故発生時における被害者等の救護措置を徹底するため、運転者に対する救護措置についての指導監督の徹底を行っているか。		
(2) 運行管理者等による事故発生時における運転者に対する適切な指示を行っているか。		

点検項目	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
<b>1. 過労運転・飲酒運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況</b>		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐためのアルコールチェッカーの活用等による確実な点呼の実施を行っているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) アルコール依存の傾向にある従業員がいるかどうかを把握し、もし依存する場合に習慣の改善を指導しているか。		
(4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容の遵守がされているか。		
(5) 適切な運行指示書の作成や長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。		
(6) 事故の実態が確実に把握され、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(7) 点呼の際、運転免許証の確認が確実にされているか。		
(8) 最高速度を遵守した運行が行われているか。		
(9) 過積載運行等の防止が図られているか。		
<b>2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況</b>		
(1) トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックが徹底されているか。		
(2) 運転者に対する速度制限及びカーブ、坂道等の道路状況に応じた運転時の基本動作の遵守が徹底されているか。		
(3) 運転者に対する運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導しているか。		
<b>3. 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況</b>		
(1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。		
(2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。		
(3) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について整備管理者等への周知徹底が図られているか。		
<b>5. 事故・事件・自然災害等発生時に乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況</b>		
(1) 予期せぬ自然災害発生時における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。		
(2) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		

(3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
<b>6. テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況</b>		
(1) 点検・巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等の対応について社員への周知徹底が図られているか。		
<b>7. 「国土交通省新型インフルエンザ(A/H1N1)感染防止対策等について」に沿った感染防止体制の整備状況</b>		
(1) 職場内におけるうがい、手洗い・手指消毒の徹底が図られているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には (良好)、×(改善を要する)を記入すること。